

第66回国連総会

「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」決議（仮訳）

総会は、

- 核兵器のない平和で安全な世界を実現するために、全ての国が核兵器の全面的廃絶に向け、更なる实际的及び実効的措置をとる必要性を想起し、また、この関連で国連加盟国が共同行動をとることの決意を確認し、
- 軍縮の過程における各国の努力の究極的目標は、厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮であることに留意し、
- 2010年12月8日の決議65/72を想起し、
- 核兵器のあらゆる使用の悲惨な人道的結末に深い懸念を表明し、また、核戦争及び核テロリズムを回避するためにあらゆる努力が払われるべきことを確信しつつ、全ての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を常に遵守する必要性を再確認し、
- 国際の平和及び安全の強化並びに核軍縮の促進は相互に強化し合うことを再確認し、
- 核軍縮における更なる進展は、国際の平和及び安全にとってとりわけ不可欠な核不拡散のための国際的な体制を強化するのに貢献することを再確認し、
- 国際的な核不拡散体制の基礎としての核兵器不拡散条約（NPT）、及び同条約の3本柱（核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用）を追求するための不可欠な基礎としてのNPTの一層の決定的な重要性を再確認し、
- 1995年NPT運用検討・延長会議の決定及び決議、並びに2000年及び2010年NPT運用検討会議の最終文書を想起し、
- 日本の広島・長崎への原爆投下から65周年である2010年に5月3日から28日にかけて開催されたNPT運用検討会議の成功裏の結果を歓迎し、

また、同会議で採択された行動計画を完全に履行する必要性を再確認し、

－軍縮会議（ＣＤ）の作業を活性化し、多国間軍縮交渉を前進させるため、国連事務総長が主催した２０１０年９月２４日のハイレベル会合及び同会合をフォローアップするために２０１１年７月２７日から２９日に開催された国連総会本会議に留意し、

－戦略攻撃兵器の更なる削減及び制限のためのアメリカ合衆国とロシア連邦との間の条約（新ＳＴＡＲＴ条約）が２０１１年２月５日に発効したことを歓迎し、

－透明性を更に高め相互信頼を増す、フランス、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国による核弾頭の全ての備蓄に関する最近の発表及びロシア連邦による核兵器保有量に関する最近の発表を歓迎し、

－拡散ネットワークによるものを含め、大量破壊兵器、とりわけ核兵器の拡散によって増大しつつある危険について深い懸念を表明し、

－核軍縮・核不拡散及び原子力の平和的利用という加盟国共通の目標に加えて核セキュリティの目的の重要性を認識し、２０１０年４月１２日から１３日に開催された核セキュリティ・サミットを歓迎し、また、２０１２年にソウルで開催予定の核セキュリティ・サミットに期待し、

－北朝鮮に対し全ての核兵器及び既存の核計画を放棄し、関連する全ての活動を直ちに停止することを求める２００６年１０月１４日の安保理決議第１７１８号及び２００９年６月１２日の同第１８７４号を履行する重要性を認識し、北朝鮮が明らかにしたウラン濃縮計画及び軽水炉建設に関し懸念を表明し、また、いかなる場合においても北朝鮮はＮＰＴにおける核兵器国の地位を有することはできないことを宣言しつつ、

- １．ＮＰＴの全ての締約国が同条約の全ての条項下での義務を履行することの重要性を再確認する。
- ２．ＮＰＴの普遍性の決定的な重要性を再確認し、また、同条約の未締結国に対し、迅速に及び無条件で同条約に非核兵器国として加入し、同条約に加入するまでの間は、同条約の条項文言を遵守するとともに、ＮＰＴを支持

する実地的な措置をとることを要請する。

3. 全ての締約国がNPT第6条の下でコミットしている核軍縮につながるような、核兵器の完全な廃絶を達成するとの核兵器国による明確な約束を再確認する。
4. 核兵器国に対し、一方的、二国間、地域、多国間の措置を通じ、全ての種類の核兵器（配備及び未配備）を削減し、究極的には廃絶するために更に努力することを要請する。
5. 核軍縮及び不拡散に向けた過程との関係で、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用する重要性を強調する。
6. 核軍縮及び核兵器のない平和で安全な世界の達成のためには、率直さや協力が必要であることを認識し、向上した透明性及び効果的な検証を通して信頼を高めることの重要性を確認し、また、国際の安定、平和及び減退せず向上した安全保障を促進する方法で、2000年運用検討会議最終文書に含まれる核軍縮につながる措置に関する具体的な進捗を加速化すると2010年NPT運用検討会議における核兵器国の約束の重要性及び2014年の2015年NPT運用検討会議準備委員会において、同約束の実行につき報告するよう核兵器国に対して要請していることの重要性を強調し、核兵器国間の透明性及び信頼醸成措置としての2011年6月30日から7月1日にパリで開催された5核兵器国による第1回2010年NPT運用検討会議フォローアップ会合を歓迎する。
7. ロシア連邦及びアメリカ合衆国が、現在新START条約を履行していることを歓迎し、また、核兵器の更なる削減を達成するために後継の措置に関する議論を続けることを奨励する。
8. 包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効及び普遍化の観点から、全てのCTBT未署名・未批准国に対し、できるだけ早期に署名・批准するよう求め、CTBTが発効するまでの間、核兵器の実験的爆発又は他のあらゆる核爆発の現行モラトリアムを維持することの重要性を強調し、また、CTBTの遵守を保証するために重要な貢献をする、CTBT検証体制の継続的な発展の重要性を再確認する。

9. 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（F M C T、カットオフ条約）の即時交渉開始及び早期妥結を再び要請し、その交渉が未だ開始されていないことを遺憾とし、全ての核兵器国及びN P T未締結国に対し、F M C T発効までの間、核兵器又はその他の核爆発装置のための核分裂性物質生産のモラトリアムを宣言及び維持することを要請する。
10. 核兵器国に対し、国際の安定及び安全を促進する方法で核兵器の偶発的又は未認可の発射の危険を更に低減するための措置をとることを要請する一方、いくつかの核兵器国がこれに関して既に措置を取っていることを歓迎する。
11. 核兵器国に対し、全ての軍事上及び安全保障上の概念、ドクトリン並びに政策における核兵器の役割及び重要性を更に低減するために迅速に関与することを要請する。
12. 核兵器国からの明確かつ法的拘束力のある安全の保証を受けることは核不拡散体制を強化し得るものであり非核兵器国の正当な関心であることを認識し、各核兵器国による一方的声明に留意した1995年4月11日の国連安保理決議984（1995年）を想起し、また、核兵器国に対し、安全の保証に関する既存のコミットメントを完全に尊重することを要請する。
13. 関係地域の国家間で自発的に達成された手段に基づき、かつ、国連軍縮委員会の1999年のガイドラインに従って、適切な地域において更に非核兵器地帯を創設することを奨励し、消極的安全保証を含む関連する議定書の署名及び批准によって、核兵器国は、そのような非核兵器地帯の地位及び当該条約締約国に対し核兵器の使用及び使用の威嚇を行わないとの個別的かつ法的拘束力のあるコミットメントを行うことになることを認識する。
14. 全ての国に対し、核兵器及びその運搬手段の拡散を防止・抑制し、核兵器を誓って保有しないことの義務を完全に尊重し履行するための取組を倍増することを要請する。
15. 1997年5月15日に国際原子力機関（I A E A）理事会により承認された、加盟国とI A E Aとの間の保障措置適用のための協定のモデル

追加議定書を全ての同追加議定書の全ての未締結国が可能な限り早期に締結し、発効させることを奨励する2010年NPT運用検討会議の行動計画を強く再確認しつつ、IAEA包括的保障措置協定の普遍化により、同協定を締結・実施していない国を含めていくこと、また、2004年4月28日の安保理決議第1540号を含む、関連する安保理決議の完全な履行の重要性を強調する。

16. 全ての脆弱な核及び放射性物質の管理を徹底するあらゆる取組を奨励し、全ての国に対し、必要に応じて、キャパシティ・ビルディングの分野を含む援助を要請し提供しつつ、国際社会として協力的に取り組むことを要請する。
17. 全ての国に対し、核兵器のない世界の達成に資する、軍縮・不拡散教育に関する研究についての国連事務総長報告書の勧告（A/57/124）を実施すること及びこの目的のために各国が行っている取組について自発的に情報共有をすることを奨励する。
18. 核不拡散及び核軍縮の促進における、市民社会によって果たされる建設的な役割を評価し、更に奨励し、全ての国が、市民社会との協力において、とりわけ核兵器使用の悲惨な結末に対する公衆の意識を高めることに貢献し、また、核軍縮・不拡散を促進するための国際的な取組の機運を強化することとなる軍縮・不拡散教育を促進することを奨励する。
19. 第67会期の暫定議題案に「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」を含めることを決定する。